

答申第11号

答 申

1 審査会の結論

平成22年3月20日付け（同年3月23日受付）で異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った「平成18年1月1日津市合併時点の資料として、地方公務員法第27条第2項に示される条例、地方公務員法第28条第1項第4号に示される合併時の実行資料、地方公務員法第28条第3項に示される降任、免職、休職及び降給の条例、合併前と同等の身分を保有しない根拠条例等、平成18年1月1日津市合併時の給与格付け根拠、35年前に決定されたことを変えられる根拠となる法律、条例等の根拠、平成18年1月1日に16号降給が行われた根拠資料、16号の降給時本人への協議や説明が不要であった根拠資料」（以下「本件対象文書」という。）に係る自己情報開示請求につき、実施機関が平成22年4月6日付けで行った自己情報開示決定及び不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成22年3月20日付け（同年3月23日受付）で異議申立人が、津市個人情報保護条例（平成18年津市条例第24号。以下「条例」という。）に基づき行った本件対象文書に係る自己情報開示請求に対し、本件決定の取消しを求め、全面開示を求めるというにある。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示されたのは、給与調整方針及び給与調整に係る格付け額等、人事記録、合併特例法のそれぞれ一部の資料のみで、合併時の8級18号の格付け根拠や16号降給の根拠が全く分からない。
- (2) 本件対象文書のうち不開示とされた文書は、合併時の自己の給与決定に必要であり、降給の処分を行ううえでの重要な根拠資料であるため開示を求める。また、このような法的根拠や理由なくして、降給等の処分を行うのは違法である。

4 実施機関の不開示理由説明

異議申立人の自己情報開示請求書に基づき、直接該当する記録については開示に係る決定を行い、また、該当する記録のないものについては、実施機関では作成し、及び取得しておらず、存在しないことから不開示と決定したものである。

5 不開示理由説明書に対する異議申立人の意見の概要

- (1) 「不開示理由等説明書」に記載の「説明の趣旨」には、「本件異議申立てについては、実施機関の判断が妥当であるとの答申を求める」とあるが、本件についていくつもの違法行為を行っている実施機関のやり方が妥当であるという言い分は、勝手極まりない考え方である。

(2) 実施機関の「不開示理由等説明書」に記載の「不開示とした理由」の中に、「実施機関では作成し、及び取得しておらず、存在しないことから不開示と決定した」とあるが、必ず必要なものが無くても良いのか、また、開示したくないものは全て存在しないとするのか疑問である。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件対象文書の存在について争っている。

津市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年津市条例第23号）第7条の規定に基づき実施した異議申立人及び実施機関双方の口頭による意見陳述によると、異議申立人は、合併時に自己の給与に関して降格の処分があり、このような処分は法的根拠がなければ行うことができないと主張し、自己の給与が降格となった明確な根拠文書の開示を求めている。一方、実施機関は、合併後の給与については平成18年1月1日の新設合併に伴い、事前に定められた合併時の給与調整に係る方針に基づき、一定の基準において全職員の給与について新たに格付けを行ったものであり、その格付けに降格といった分限処分は行われておらず、よって異議申立人が求める根拠文書は存在しないとのことであった。

したがって当審査会は、開示された文書を検分したが、実施機関の説明のとおり、合併後の給与について、その格付けは事前に定められた合併時の給与調整に係る方針に基づき、全職員に対して一定の基準が一律に適用されたものと判断できる。そして、その適用に際しては、個々の職員に関しその格付けの経緯を記した文書が、特に作成されたことはなかったことが伺える。

上記の事情から、既に開示された文書のほかに、異議申立人の給与の格付けに係る自己情報を記した文書の存在を示唆するものは見出せず、よって実施機関の行った本件決定は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成22年 6月 1日	諮問書の受付
平成22年 7月 23日	諮問案件の審議及び実施機関からの口頭意見陳述
平成22年 9月 10日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	寺 川 史 朗

委員	橋本陽子
委員	内田典夫